

第4章 競技者

第32条 (目的)

本章は、ITTF が制定した憲章を受けて、本協会が、本協会に登録している会員競技者（以下「選手」という）に対して、卓球競技の健全な普及・発展を図ることを目的とする。

第33条 (選手の義務)

選手が、競技を行うにあたっては、ルールに従い、フェアプレーの精神を堅持し、自己の最善を尽くさなければならない。

- 2 選手は、本協会の定款及び本規程ならびにこれらに付随する諸規程、さらに競技会主催者が定める参加規約等を遵守しなければならない。
- 3 選手は、非暴力の精神に則り、それに従って行動しなければならない。
- 4 選手は、国際オリンピック委員会 (IOC) 及び ITTF の規約に従って遂行される医療検査と管理、特にドーピング検査に、いつでも応じなければならない。

第34条 (禁止事項)

選手は、次の各号の行為を行ってはならない。

- (1) IOC 及び ITTF が定める禁止物質の使用
- (2) 公式試合の結果に影響を与える不正行為への関与
- (3) 前条に反する行為

第35条 (反社会的行為の禁止)

選手は、違法賭博や暴力団等反社会的勢力との交際など、反社会的行為を行ってはならない。

第36条 (選手の肖像等)

本協会の主催する競技会に参加する選手の当該競技会に関する肖像、氏名、略歴、似顔絵、アニメ、音声、署名等を使用する権利は、原則として本協会に帰属する。

- 2 選手は、本協会または加盟する団体が自らのために広報・広告宣伝活動を行う場合、原則として無償で協力しなければならない。